確認申請等手数料（熊本県）

**１申請手数料**

確認申請（計画通知）手数料、構造計算適合性判定手数料、完了検査申請（完了通知）手数料、中間検査申請（特定工程終了通知）手数料は、次の各表のとおりです。

この他、建築基準法第６条の３第１項ただし書きの審査（ルート２主事審査）を行う場合は、別途、床面積に応じた手数料が加算されることとなります。詳しくは各特定行政庁へお問い合わせください。

表Ⅰ-1　建築物　確認申請（計画通知）手数料　　　　　　　　　　　　　　　　改定額［R7.4.1～］

|  |  |
| --- | --- |
| 床面積の合計 | 手数料 |
|  | 30㎡以内 | 12,000円　 |
| 30㎡超 | 100㎡以内 | 22,000円　 |
| 100㎡超 | 200㎡以内 | 34,000円　 |
| 200㎡超 | 500㎡以内 | 48,000円　 |
| 500㎡超 | 1,000㎡以内 | 72,000円　 |
| 1,000㎡超 | 2,000㎡以内 | 107,000円　 |
| 2,000㎡超 | 10,000㎡以内 | 311,000円　 |
| 10,000㎡超 | 50,000㎡以内 | 467,000円　 |
| 50,000㎡超 |  | 797,000円　 |
| 備考　表Ⅰ-1の床面積の合計は、次表の左欄の区分に応じ、右欄に定める面積について算定する。

|  |  |
| --- | --- |
| 1 建築物を建築する場合(次の2～6号に掲げる場合を除く。)  | 当該建築に係る部分の床面積 |
| 2 確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）で、当該計画の変更に係る直前の確認済証の交付を建築主事から受けている場合 | 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積） |
| 3 確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）で、当該計画の変更に係る直前の確認済証の交付を指定確認検査機関から受けている場合 | 当該計画の変更に係る部分の床面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積） |
| 4 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（5号に掲げる場合を除く。） | 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1 |
| 5 確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 | 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1 |
| 6 既存の建築物に構造耐力規定（建築基準法第20条の規定をいう。）の遡及適用があり、当該確認を受ける際の構造耐力規定により確認を要する増築等で既存部分の構造計算書（※）の審査を要する場合 | 当該確認申請又は計画通知における増築等に係る建築物の床面積の合計と、当該遡及適用される建築物の部分の床面積を合計した面積 |

※木造住宅等の壁量計算書（施行令第46条）は、含まない |

表Ⅰ-2　建築物　構造計算適合性判定手数料　　　　　　　　　　　　　　　　　　改定額［R7.4.1～］

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 構造計算適合性判定に係る面積 | 1. 限界耐力計算等以外
 | くまもと型伝統構法を用いた木造建築物（R2.4.1～） | ②　限界耐力計算等 |
| (a)再計算 | (b)再計算以外 | (a)再計算 | (b)再計算以外 |
|  | 200㎡以内 | 94,000円 | 100,000円 | 42,000円 | 191,000円 | 278,000円 |
| 200㎡超 | 500㎡以内 | 151,000円 | 199,000円 | 81,000円 |
| 500㎡超 | 1,000㎡以内 |  |
| 1,000㎡超 | 2,000㎡以内 | 181,000円 | 260,000円 | 238,000円 | 372,000円 |
| 2,000㎡超 | 10,000㎡以内 | 198,000円 | 297,000円 | 261,000円 | 425,000円 |
| 10,000㎡超 | 50,000㎡以内 | 332,000円 | 566,000円 | 332,000円 | 566,000円 |
| 50,000㎡超 |  | 567,000円 | 1,040,000円 | 567,000円 | 1,040,000円 |
| 備考　・大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合で、主たる架構を構成する部材の変更を伴わない部分的な構造計算について判定を行うときは、①は200㎡以内の区分、②は1,000㎡以内の区分の額を当該構造計算適合性判定の額とする。　　　・一の確認申請又は計画通知に構造計算適合性判定を要する建築物が2以上ある場合は、それぞれの区分に応じた額の合計額を当該構造計算適合性判定の額とする。　　　・一の確認申請又は計画通知に構造計算適合性判定を要する建築物の部分（建築基準法第20条第2項の規定により別の建築物と見なされる一の建築物の部分をいう。）が2以上ある場合は、それぞれの区分に応じた額の合計額を当該構造計算適合性判定の額とする。 |

表Ⅰ-3　建築物　完了検査申請（完了通知）手数料／中間検査申請（特定工程終了通知）手数料　　改定額［R7.4.1～］

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 床面積の合計 | ①完了検査申請（完了通知）手数料 | ②中間検査申請（特定工程終了通知）手数料 |
| (a)中間検査なし | (b)中間検査あり |
|  | 30㎡以内 | 24,000円 | 22,000円 | 22,000円 |
| 30㎡超 | 100㎡以内 | 29,000円 | 27,000円 | 27,000円 |
| 100㎡超 | 200㎡以内 | 39,000円 | 37,000円 | 37,000円 |
| 200㎡超 | 500㎡以内 | 54,000円 | 51,000円 | 48,000円 |
| 500㎡超 | 1,000㎡以内 | 80,000円 | 78,000円 | 74,000円 |
| 1,000㎡超 | 2,000㎡以内 | 111,000円 | 104,000円 | 99,000円 |
| 2,000㎡超 | 10,000㎡以内 | 267,000円 | 242,000円 | 221,000円 |
| 10,000㎡超 | 50,000㎡以内 | 390,000円 | 378,000円 | 333,000円 |
| 50,000㎡超 |  | 683,000円 | 668,000円 | 611,000円 |
| 備考　床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。 |

※審査に係る建築物が、建築物省エネ法の審査を要する場合は、表Ⅰ-4の額を加算する。

改定額

表Ⅰ-4　建築物　完了検査の際に建築物省エネ法の審査を要する場合に、表Ⅰ-3に加算する額［R7.4.1～］

|  |  |
| --- | --- |
| 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る面積 | 金額 |
|  | 300㎡未満 | 9,000円 |
| 300㎡以上 | 1,000㎡未満 | 11,000円 |
| 1,000㎡以上 | 2,000㎡未満 | 15,000円 |
| 2,000㎡以上 | 5,000㎡未満 | 34,000円 |
| 5,000㎡以上 | 10,000㎡未満 | 45,000円 |
| 10,000㎡以上 | 25,000㎡未満 | 51,000円 |
| 25,000㎡以上 |  | 55,000円 |
| 備考　建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る面積とは、建築物省エネ法施行令第3条第1項に規定する床面積から、知事又は市長が指定する部分（工場における生産エリア、倉庫における冷凍室、冷蔵室及び定温室、データセンタにおける電算機室、大学、研究所等におけるクリーンルーム等の特殊な目的のために設置される室）及び仕様基準のみで評価した部分の床面積を除いたものをいう。 |

表Ⅰ-5　工作物・建築設備の確認申請又は計画通知手数料／完了検査申請又は完了通知手数　　［H20.6.1～］

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 手数料の種類 | ①　工作物 | ②　建築設備 | ③　小荷物専用昇降機 |
| 確認申請又は計画通知手数料 | 11,000円 | 11,000円 | 6,000円 |
| 変更確認申請又は変更計画通知手数料 | 6,000円 | 7,000円 | 4,000円 |
| 完了検査申請又は完了検査通知手数料 | 12,000円 | 16,000円 | 10,000円 |

**２ バリアフリー法認定、耐震改修促進法認定の扱い**

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）第 17 条に基づく認定に

おいて申請者からの申し出により所管行政庁が計画通知を行う場合、又は建築物の耐震改修の促進に関

する法律（耐震改修促進法）第 17 条に基づく認定を受ける場合については、構造計算適合性判定は不

要となっています。それぞれの認定申請を受け付けた所管行政庁（又は所管行政庁からの計画通知を受

けた建築主事）が構造計算適合性判定同等の審査を行うという位置づけとなっていますが、所管行政庁

（又は所管行政庁からの計画通知を受けた建築主事）が任意で構造計算適合性判定を求めることがあり

ます。

**３　手数料減免規定に関する措置（県）** ※県以外の扱いは、各特定行政庁にお問い合わせください。

表Ⅰ-7　熊本県建築基準法施行細則第２条の規定による手数料減免

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 内容 | 減免対象手数料 | 減免の額 |
| １ | 国又は地方公共団体の事業（公共工事）の実施に伴う、同一敷地内の増築、改築、移転等 | 確認申請手数料※1 | 半額 | ※1 計画通知関係も含む。※2 災害の発生した日から6ヶ月以内建築する目的で建築確認申請手数料の減免を受けた建築物は、６ヶ月以降に工事が完了した場合であっても、完了検査及び中間検査申請手数料は減免対象となります。 |
| 完了検査申請手数料※1 | 半額 |
| 中間検査申請手数料※1 | 半額 |
| ２ | 災害による滅失・破損から６月以内の建築等 | 確認申請手数料※1 | 免除 |
| 完了検査申請手数料※1 | 免除※2 |
| 中間検査申請手数料※1 | 免除※2 |
| ３ | 農業用温室(500㎡超) | 確認申請手数料※1 | 半額 |
| 完了検査申請手数料※1 | 半額 |
| 中間検査申請手数料※1 | 半額 |
| 【添付図書】免除の事由に該当することを証する書面の添付が必要です。 |